

第三者評価結果入力シート（児童心理治療施設）

種別	児童心理治療施設
----	----------

①第三者評価機関名

NPO法人九州評価機構

②評価調査者研修修了番号

Sk2025100

12-004

18-002

23-011

③施設名等

名称：	こどもL.E.C.センター
施設長氏名：	松本 祐一郎
定員：	入所40名 通所10名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	上益城郡益城町古閑73
T E L：	096-331-0210
U R L：	https://lec.sakura.ne.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	2001/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人キリスト教児童福祉会
職員数 常勤職員：	43 名
職員数 非常勤職員：	16 名
有資格職員の名称（ア）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	8 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	8 名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4 名
有資格職員の名称（エ）	医師
上記有資格職員の人数：	7 名
有資格職員の名称（オ）	看護師
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	2 名
施設設備の概要（ア）居室数：	36 室
施設設備の概要（イ）設備等：	分園型小規模グループケア
施設設備の概要（ウ）：	家族療法棟
施設設備の概要（エ）：	付属学習施設

④理念・基本方針

【理念】 法人理念である「家庭的な雰囲気のもとで一人ひとりの子供に寄り添い、その子らしい生き方に繋がる支援に力を尽くすこと。」に基づき、当センターでは「よりよく生きたいという希望を育む」を理念としている。基本方針として「子ども達が適切に人を頼りことができる」「子ども・職員・施設も共に成長する」「子どもが「生きていく」自信を持つ活動」「施設内虐待等の不適切な関わりを予防」「新しいことにチャレンジする風土」「職員が得意なことを活かして子どもと接する」「子ども・保護者への情報開示と参画した治療」「健康的な職員チームの形成」を掲げている。 【基本方針】 情緒的な問題や虐待によって深い心の傷を児童などに対して、個々の児童の状態と治療目標に合わせて、「生活」「教育」「治療」の三つの分野に加え、「家庭」「地域」の連携をとって、施設内で行っているすべての活動が治療であるという「総 合環境療法」の立場で治療を行い、個々の児童の健やかな成長につなげ、情緒面や生活面の安定を図っている。
--

⑤施設の特徴的な取組

情緒的な問題や虐待によって深い心の傷を児童などに対して、個々の児童の状態と治療目標に合わせて、「生活」「教育」「治療」の三つの分野に加え、「家庭」「地域」の連携をとって、施設内で行っているすべての活動が治療であるという「総 合環境療法」の立場で治療を行い、個々の児童の健やかな成長につなげ、情緒面や生活面の安定を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/8/1	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/7/4	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）	

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 「総合環境療法」に基づく治療・養育支援の取組

本施設は、2001年、「よりよく生きたいという希望を育む」を基本理念に、九州で初めて開設された熊本県内唯一の児童心理治療施設です。

「2025年度事業計画」には、「利用する児童の多くは不適切な家庭養育での育ちを経験しており、被虐待の割合も8割に近い状況である。特に出生後早期からネグレクトや虐待などの環境下で育ってきたことによる重篤な愛着障害やトラウマを有している子どもや発達障害と被虐待の複合的な問題を抱えている子どもも多く、これまで以上に治療的支援の質が求められている。」と当面する深刻な課題が指摘されています。

こうした課題への対応として、本施設では「総合環境療法」を基にした治療的ケアを通じて、子ども達が適応力を獲得し、将来的な家庭復帰に至る際に様々な専門機関や地域とのつながりの中で支援を受けながら地域で生活を営むことができることを目指す取組を展開しています。本施設の「基本方針」の一番目は、「子ども達が適切に人を頼ることができる」です。この取組により、「人を信頼してもいいんだ。」「よりよく生きたい。」という子ども達の本来持っているエンパワーメントを回復させ、子ども達の生きる希望を育むよう努められています。

2. 本施設が培ってきた専門性に基づく社会貢献の取組

2022年の児童福祉法改正により、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の市町村業務への追加、こども家庭センター設置の努力義務化等がうたわれ、2024年からは市町村主体の児童福祉施策も展開されています。児童心理治療施設については、国は具体的な改革方針をいまだ示していませんが、本施設は、地域の福祉ニーズに基づいた社会貢献として、要保護児童対策地域協議会への参画のほか、教育委員会に対する適応指導教室への心理療法士の派遣、小中学校教職員への助言や「巡回相談」事業を実施しています。町の子ども未来課と「子ども食堂」の取組で連携し、町職員へのスーパーヴィジョン（SV）の取組、医師による無料子育て等を実施されています。本施設が培ってきた専門性に裏打ちされた知識と技術の提供として高く評価されるものです。今後も人口増の進む本町にあって「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域の重要な福祉資源として、その役割はますます大きいものになると期待されます。

◇改善を求められる点

1. 高い専門性と適性を持つ職員の確保と人材育成

「2025年度の重点事業」は「職員のSV体制と子どもの治療体制」です。「愛着に困難を抱える児童が増え、生活担当職員との適切な愛着関係を結ぶことができなくなり、職員と子どもの関係性も悪化し治療が適切に展開しないケースも増えつつある。」という現時の課題から「チーム養育体制への移行」を進められています。2024年度に策定した「短期目標（3カ年計画）」では、「インケアのさらなる充実と人材育成」事業を掲げていますが、その達成状況については「令和6年度末の離職者0の目標は達成することができた。しかしながら、職員間の問題は潜在的に抱えている状況であるから、様々な研修を通してさらなる人材育成に努めたい。」という評価がされています。本施設の2番目の「基本方針」、「子ども・職員・施設も共に成長する」を目指すためにも、治療・支援を担う人材育成がより一層期待されるところです。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は第三者評価を受審し、貴重なご意見を賜り厚く御礼申し上げます。当施設の「総合環境療法」に基づく治療的支援により子ども達の生きる希望を育む姿勢や、適応指導教室への心理療法士派遣等の専門性を活かした地域社会への貢献を高く評価していただき、大変励みになっております。

一方で、改善点としてご指摘いただいた「高い専門性と適性を持つ職員の確保と人材育成」については真摯に受け止めております。複雑な愛着課題やトラウマを抱える子ども達への支援には、職員のケアも不可欠です。現在、特定の職員による抱え込みを防ぐため「チーム養育体制」への移行を進めておりますが、今後も様々な研修等を通して、更なる人材育成と働きやすい環境づくりに努めてまいります。

基本方針である「子ども・職員・施設も共に成長する」の実現を目指し、地域に信頼される児童心理治療施設として質の向上に尽力してまいります。

第三者評価結果（児童心理治療施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する治療・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。		
【判断した理由・特記事項等】		
法人の理念は「『神の家族』の教えのもと、社会的養護の使命を果たすこと」、本施設の基本理念は「よりよく生きたいという希望を育む」と策定されています。理念、基本方針は「（単年度の）事業計画」などに具体的な説明を加えて明記されています。基本理念の職員への周知として、月ごとの振り返りシートに理念を記載し、意識づけるように取組まれ、新任職員にはキリスト教への理解を深めるために、一度は勤務として日曜礼拝に参加する機会を設けています。基本理念の子ども達への周知については、事業計画の子ども版を作成し、子どもや保護者などへ配布して理解を深めるように努められています。 今後は、職員のより一層の理解を深めるように取組の工夫をされることが期待されます。		

2 経営状況の把握

（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ こどもの数・子ども像等、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に治療・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
児童福祉事業全体や地域の動向を把握・分析し、国が進める「小規模化」「地域分散」「多機能化」「施設機能の開放とアウトリーチ型支援」「市町村連携」「自立支援の充実」等の基本的方針を踏まえて、15年の計画期間を持つ「長期計画」、5年～10年間の「中期計画」を策定されています。これに基づき、2024年度に「短期目標（3か年計画）」を策定し、年度ごとに「（単年度の）事業計画」の中に達成状況とその評価、翌年度の課題及び重点事業を明文化し、運営委員会を設置し、取組まれています。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○

□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。



【判断した理由・特記事項等】	
児童福祉事業全体や地域の動向を把握・分析し、国が進める「小規模化」「地域分散」「多機能化」「施設機能の開放とアウトリーチ型支援」「市町村連携」「自立支援の充実」等の基本的方針を踏まえて、「長期計画」・「中期計画」を策定されています。これに基づき、2024年度に「短期目標（3か年計画）」を策定し、年度ごとに「（単年度の）事業計画」の中に達成状況とその評価、翌年度の課題及び重点事業を明文化し、運営委員会を設置し、取組まれています。「（単年度の）事業計画」を基に経営課題は役員間で共有し、職員への周知に取組まれています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
児童福祉事業全体や地域の動向を把握・分析し、国が進める「小規模化」「地域分散」「多機能化」「施設機能の開放とアウトリーチ型支援」「市町村連携」「自立支援の充実」等の基本的方針を踏まえて、「長期計画」・「中期計画」を策定されています。「（単年度の）事業計画書」には、「長期計画」、「中期計画」にそって、それぞれの事業の見積を事業費として記載し、どのくらいの費用が必要かを明確化しています。また、2024年度に定めた「短期目標（3か年計画）」については、事業ごとに詳細に達成状況と評価を記載しています。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
中・長期計画を踏まえて、2024年度に「短期目標（3か年計画）」を策定し、年度ごとに「（単年度の）事業計画」の中に達成状況とその評価、翌年度の課題及び重点事業を明文化し、取組まれています。「（今年度の）事業計画」「第2章 2025年度児童心理治療施設 こどもL.E.C.センター概要」の「3. 2025年度の課題及び重点事業」には、①昨年度の反省、②2025年度の重点事業、③人材育成、④利用児童の傾向と治療、⑤児童心理治療施設の啓発、⑥さらなる安心・安全のためにの6項目を記載し、それぞれに具体的な課題を指摘されています。また評価は、施設として短期目標を3年と定め、「2024年度（昨年度）」に定めた短期目標（3か年計画）」に達成状況の評価を明記しています。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	☐ 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
1月に拡大運営委員会で、その年度の「（単年度の）事業計画」の評価・見直しなど職員の意見を把握されています。その後、施設長が来年の「（単年度の）事業計画（案）」を作成され、それを基に2月の職員会議で、その年の振り返りと来年の事業計画の内容を確認して「（単年度の）事業計画」を策定、4月の職員会議で職員に周知されています。		

②	7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
	☐ 事業計画の主な内容が、こどもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
	☐ 事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。	○
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	☐ 事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
事業計画の主な内容は、子ども達にもわかりやすい資料を作成し、年度初めに集会を開き、こどもL.E.Cセンターについて丁寧な説明を行い、子ども達の理解を促し深めるよう努めています。		

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 治療・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
生活担当職員の担当制の在り方を見直し、副担当や担当主任を含めた複数人のチーム養育体制への移行に取組まれています。方針などはチームで決定しますが、全職員が一丸となって児童支援にあたる意義や目的を確認するように取組まれています。日頃の治療・支援に関する検討の取組や仕組みとして、子どもと職員が話し合い「すたーとらいん」を作成、その後「ジャンプアップシート」を用いて、定期的に目標に対してどのくらいできているのかを副担当が評価されています。業務の振り返りや協議のための組織的な取組として、朝ミーティング、昼ミーティング、各セクションのミーティング、職員会議の後の定期カンファレンス、緊急時に開催されるケースカンファレンスを実施、運営委員会や関係する各種委員会が設置されています。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
評価結果に基づき施設として取り組むべき課題を明確にし、「(単年度の)事業計画」第2章、「3. 2025年度の課題及び重点事業」の「(1) 昨年度の反省」には、①職員、②子ども、③子どもの退所、④通所部門、⑤地域貢献、⑥人材確保の6つの観点から振り返りを行い、それを踏まえて、今年度の重点事業として「職員のSV体制と子どもの治療体制」を明記、前述した生活担当職員の担当制の在り方を見直しに繋げています。その理由について、「愛着に困難を抱える児童が増え、生活担当職員との適切な愛着関係を結ぶことができなくなり、職員と子どもの関係性も悪化し治療が適切に展開しないケースも増えつつあることが指摘されています。評価結果を踏まえ、その背後にある子ども達の姿を適切に分析し、「チーム養育体制への移行」という組織的な改善に繋げた事例です。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
----------------------	-------------

①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	☐
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	☐
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は、自らの施設の経営・運営に関する方針と取組を「事業計画」の中に明示、毎月の職員会議では施設長連絡の時間の際に、職員に表明し共通理解を図っています。また年に1度、職員が施設長の人事評価を行い、その結果を理事長に直接に郵送する制度を設け、施設長がその役割と責任を果たしているかを確認しています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐
【判断した理由・特記事項等】		
法人全体に影響するような法律や制度の改正の場合は法人本部が取組み、理事会を通じて施設長へ周知しています。施設長が職員会議を通じて全職員へ遵守すべき法令等を正しく理解するように努めています。現在、AIチャットボットの導入に取組まれ、AI(人工知能)にこどもLECセンターのマニュアルなどを読み込ませ、職員が困った時などに質問すると、施設としての正しい対応の仕方がわかるようなシステムの導入に取組まれています。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	☐ 施設長は、治療・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	☐ 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐
【判断した理由・特記事項等】		
社会福祉事業全体や地域の動向を把握・分析し、国が進める「小規模化」「地域分散」「多機能化」「施設機能の開放とアウトリーチ型支援」「市町村連携」「自立支援の充実」等の基本的方針を踏まえて、「長期計画」及び「中期計画」を策定されています。これに基づき、2024年度に「短期目標(3か年計画)」を策定し、年度ごとに「(単年度の)事業計画」の中に達成状況とその評価、翌年度の課題及び重点事業を明文化し、取組まれています。施設長は毎月の職員会議で施設長連絡の時間を設け、自らの治療・支援の質の向上に関する考えを伝えとともに、定期カンファレンスに参加するなど、具体的な取組に努めています。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	☐

--	---	---

□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 ☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ☐ 治療・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。 ☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。 (社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	b ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
人材の育成・定着に関して、「募集しなくていいように、退職者を出さない。」という考えの下、退職者を減らす工夫に取組まれています。「(単年度の)事業計画」の2024年度に定めた短期目標(3か年計画)には、「離職者0」の目標掲げた「インケアの更なる充実と人材育成」事業を明記、「人が人を育てる環境づくり～働き方改革推進～」事業では「職員の仕事への方向性を統一できるよう」努められ、それぞれ達成状況と評価を実施されています。人材の定着を図るため、新任職員に先輩職員が一定期間マンツーマンで指導を行うプリセプター制度を基本として行い、リーダーや主任が中核となり、新任職員に丁寧に関わり指導に取組まれています。施設(法人)として、「社会的養護総合情報サイト」に施設紹介を掲載や、SNSを活用した情報提供など、ITを活用して積極的な福祉人材確保(採用活動)に取組まれています。 今後は、本施設の2番目の「基本方針」、「子ども・職員・施設も共に成長する」を目指すためにも、治療・支援を担う人材育成がより一層期待されます。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。 ☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。 ☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。 ☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	a ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
人事基準は法人が策定し、入職時に説明をしています。「(単年度の)事業計画」には、「第4章 こどもL.E.Cセンターにおける人材育成とキャリアパス制度」において、法人、施設の理念・基本方針に基づいた「期待する職員像等」を「当センターが求める人材像」として明文化されています。入職からのキャリアパスを作成し、入職(一般職)・4年目(チームリーダー)・11年目(主任・専門職)・19年目(統括主任・基幹的職員)・27年目(施設長)ごとの業務内容、身に着けたい力・経験を明文化され、そのために必要な研修を明示されています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 ☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。 ☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	a ○ ○ ○

☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。



【判断した理由・特記事項等】		
職員の勤務時間、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータなどは把握しています。定期的に職員との個別面談を年2回実施されています。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、育児時短勤務、出生時特別休暇、時短希望者は常勤を8時間から6時間へ変更、6時間でも難しいときにはいったん非常勤となるなど雇用形態を選んで働けるように取組まれています。人材の育成・定着に関して、退職者を減らすように取組まれています。「（単年度の）事業計画」の2024年度に定めた短期目標（3か年計画）では、「インケアのさらなる充実と人材育成」、「人が人を育てる環境づくり～働き方改革推進～」等の事業で「働きやすい職場づくり」を目指す基本方針を明示、達成状況の把握と評価を実施されています。現在、AIチャットボットの導入に取組まれ、AI（人工知能）にこどもLECセンターのマニュアルなどを読み込ませ、職員が困った時などに質問すると、施設としての正しい対応の仕方がわかるようなシステムの導入に取組まれています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 ☐施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ☐個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。 ☐職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ☐職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	a ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
「（単年度の）事業計画」で人材育成の項目を策定し取組まれています。職員自身の成長を確認する手立てとして、1年間の職員の成長に対してのフィードバックを行うために、毎年度、職員一人ひとりが自分たちでやりたいことを決めてチャレンジシートを作成し、人材育成計画に適切に対応した人材育成とその評価に努められています。チャレンジシートは、中間面接で進捗状況の確認、年度末の面接で目標達成度の確認をするように努められています。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 ☐施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ☐現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ☐策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ☐定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ☐定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	a ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
「（単年度の）事業計画」で人材育成の項目を策定し取組まれています。（単年度の）事業計画の「第4章 こどもLECセンターにおける人材育成とキャリアパス制度」において、法人、施設の理念・基本方針に基づいた「期待する職員像等」を「当センターが求める人材像」として明文化しています。入職からのキャリアパスを作成、入職・4年目・11年目・19年目・27年目毎の身に着けたい力・経験、参加する研修を明文化し、それに基づいて、教育・研修の実施に努めています。1年間の職員の成長に対してのフィードバックを行うために、毎年度、職員一人ひとりが自分たちでやりたいことを決めてチャレンジシートを作成し、人材育成計画に適切に対応した人材育成とその評価に努められています。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 ☐個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ☐新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ☐階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ☐外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ☐職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 (社会的養護共通) ☐スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a ○ ○ ○ ○ ○

【判断した理由・特記事項等】		
「（単年度の）事業計画」で人材育成の項目を策定し取組まれています。（単年度の）事業計画」第4章には、法人、施設の理念・基本方針に基づいた「期待する職員像等」を「当センターが求める人材像」として明文化しています。入職からのキャリアパスを作成、入職・4年目・11年目・19年目・27年目毎の身に着けたい力・経験、参加する研修を明文化し、それに基づいて、教育・研修の実施に努めています。1年間の職員の成長に対してのフィードバックを行うために、毎年度、職員一人ひとりが自分たちでやりたいことを決めてチャレンジシートを作成し、人材育成計画に適切に対応した人材育成とその評価に努められています。スーパービジョンの体制を確立し、3人のスーパーバイザーを活用されて、職員の専門性の向上に取組まれています。職員が学びたいこと、やりたいことをヒアリングで聞きながら職員の要望に応じながら、キャリアパスに必要な研修の受講を促されています。施設内研修は外部講師による研修を実施することで、職員全体のスキルアップに努められています。研修の内容が、福祉に関することだけになると人間として成長しないと考え、民間研修を受けたほうが良いだろうと、ビジネスマナーなどの研修も受けるように努められています。		
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の治療・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
実習生等の研修に関する基本姿勢として、「（単年度の）事業計画書」第2章の「7. 関係機関との連携と施設の開放」の項目において、「（6）当センターの開放」に、「実習生を積極的に受け入れ、将来に向けた福祉人材の育成の一助を担う。」と明記しています。実習生には事前オリエンテーションを実施しています。実習生の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われるために、実習生の担当者がプログラムを作成、最後には実習に対するアンケートを実施して、評価と見直しを実施されています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
【判断した理由・特記事項等】		
ホームページには、「こどもL.E.Cセンター」の名称の由来について、治療および支援について、日課や活動・イベントの様子などについて公開しています。広報委員会を設置し、ホームページ、SNSの更新などを行われています。「（単年度の）事業計画」の2024年度に定めた短期目標（3か年計画）の達成状況と評価で、情報発信力の強化として、SNSによる発信とホームページの更新などに取組まれています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	☐ 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	☐ 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

【判断した理由・特記事項等】

経理規定が策定され、法人の監事からの監査、税理士事務所による監査、熊本県の指導監査を定期的に受け、適正な対応が行われるように取組まれています。必要に応じて外部の専門家（社会保険労務士、弁護士、公認会計士）に相談できるようにしています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 ☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。 ☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	b ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
児童心理治療施設として、一人ひとりの子どもの状況に配慮して、地域の行事や活動への参加の是非を総合的に判断されていることがうかがえました。子どもの買い物や通院など日常的な活動について、必要に応じて職員が付き添われています。今後は、地域との関わり方についての基本的な考え方を明文化した「ガイドライン」の策定が期待されます。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 ☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。 ☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	b ○
【判断した理由・特記事項等】		
ボランティア等の受入れに対して、事業計画の職務分掌表、渉外業務にボランティア募集、受入れ対応の担当者を明記しています。児童心理治療施設として、こども達のことについて総合的に判断し、現在は外部の方の受入れをされていないことがうかがえました。今後は、ボランティア受入れに関する基本姿勢の明文化が期待されます。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 ☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	a ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
「(単年度の)事業計画」第2章の「7. 関係機関との連携と施設の開放」に、①児童相談所、②学校、③当法人の関係施設、④外来相談事業、⑤関係機関への職員派遣、⑥当センターの開放、⑦町のこども未来課・教育委員会との連携について明記し、年度初めに「事業計画書」の読み合わせや会議などで職員に周知に努められています。町との連携を進めるために、町の子ども未来課・教育委員会に対し心理療法士を派遣し、コンサルテーション活動を実施されています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	a

	(社会的養護共通) ☐施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 (5種別共通) ☐地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
地域における多様な福祉ニーズ等を把握するための取組として、無料子育て相談電話相談や医師による無料子育て相談を実施、町の教育委員会への心理療法士の派遣による不登校対応を行っています。また、町の教育委員会からの要請を受け、地域の小中学校の教職員への助言や巡回相談を行うなど、本施設の専門的機能を活かした地域貢献の取組が実施されています。		
	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 ☐把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ☐把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ☐多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ☐施設(法人)が有する治療・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ☐地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	a ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
地域の福祉ニーズに基づいた地域貢献として、地域の不登校予防のために、町の教育委員会に対して月2回、適応指導教室への心理療法士の派遣を行い、町の教育委員会からの要請を受け、地域の小中学校の教職員への助言や巡回相談（問題行動のある児童の観察と具体的な対応方法の相談）を実施しています。町の子ども未来課と「子ども食堂」の取組で連携、職員へのスーパーヴィジョンを実施されています。医師による無料子育て相談を行うほか、施設長が地域の大学で「福祉心理学」の非常勤講師（1回）を担当されています。町との連携により、災害発生時は一時避難所として対応しています。		

子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐子どもを尊重した治療・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐子どもを尊重した治療・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	a ☐ ☐ ☐
【判断した理由・特記事項等】		
「（単年度の）事業計画」の「第1章 法人理念を達成するための施設理念と長期的な展望について」において、「『総合環境療法』を基にした治療的ケアを通じて、子ども達が適応力を獲得し、将来的な家庭復帰に至る際に様々な専門機関や地域とのつながりの中で支援を受けながら地域で生活を営むことができることを目指すことを前提とした『通過型』の施設である。」とその基本的なスタンスを明示されています。「（単年度の）事業計画」は、年度初めの会議で職員への周知に取組まれています。朝のミーティングで、子ども達の状態を報告し共通理解を図ると共に、子ども達の活動の意味を理解し、職員自身の振り返りの場とされています。職員会議の施設長連絡で子どもの人権を守ることや権利擁護について講話が行われています。子どもの権利に関する研修会を実施するなど、子どもの権利擁護について職員の理解が図られるように取組まれています。子どもの尊厳マニュアルを策定し、子どもの尊厳を守り、その健やかな育成と自立を支えるように努められています。子どもの自立支援計画について子ども自身がサインすることに拘り、子ども自身の意見を尊重し、子どもが主体となって決定し、大人（職員）はサポーター役と理解するように取組まれています。毎月、子どもアドボカシーセンターの担当者が訪問し、子ども達の意見を述べる場を確保されています。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a

☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した治療・支援が実施されている。	☐
☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	☐
☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【判断した理由・特記事項等】		
「プライバシーの尊厳マニュアル」を策定し、プライバシーに配慮した養育・支援に取り組まれています。「利用のしおり（入所）」の、「個人情報及び、プライバシー保護について」に、「居室は原則一人部屋でありプライバシーが守られる環境にあります。ただし、安全管理や掃除のため、職員が児童の居室に入ることがあります。」と明記し、一定のルールの下でのプライバシー保護であることを子ども達が理解するように取り組まれています。		
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐ 理念や基本方針、治療・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐ 見学等の希望に対応している。 ☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
利用前は家庭支援専門相談員により、家族と面接を行い、説明に努められています。児童相談所と連携し、利用前にできるだけ施設の見学を行えるように取り組み、大半の方が見学に来られています。ホームページにこどもL.E.Cセンターのご利用について「まず、見学において下さい。センターについての説明を行っています。その上で、ご利用を検討してください。」と明記されています。見学時には、「パンフレット」、「利用のしおり（入所）」に基づいて説明を行い、その時に本施設の専門的な役割を理解し、十分な動機づけを意識するように図ったうえでの利用の受け入れになるように努めています。		
②	31 治療・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。 ☐ こどもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。 ☐ 治療・支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、こどもや保護者等の自己決定を尊重している。 ☐ 治療・支援の開始・過程においては、こどもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ☐ 意思決定が困難なこどもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	a ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
養育・支援の開始における説明として、「利用のしおり（入所）」に基づいて説明するように努めています。入所後、一か月をめどに施設での生活を職員がアセスメントして、自立支援計画書を策定するようにしています。まず、「すたーとらいん」を子どもと担当者が話し合い、入所時にどこまで認識しているのかを子どもと職員が共通認識を持ち、定期的に「ジャンプアップシート」を基に、目標に対しての達成度を副担任が評価されています。子ども会運営委員会を設置し、子どもの意見の把握に努め、生活のルールについては、生活のルール整理・整美委員会を設置し、職員だけで策定しても子どもが守らないことから、子どもを参画させ、一緒に話し合って、合意をたうえてルールを決めるように努めています。		
③	32 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 ☐ 治療・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。 ☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、治療・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ☐ 施設を退所した後も、施設としてこどもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ☐ 施設を退所した時に、こどもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	a ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
措置変更、地域・家庭への移行等にあたり、まずは子ども本人の意思を確認し取り組まれています。措置変更、地域・家庭への移行の場合は、事前に本人、保護者等、児童相談所と話し合いを重ねながら、その継続性に配慮した対応を行っています。「退所児童向けのSNSの活用と運営について」を策定し、退所児童が相談できる方法としてSNSの活用に取り組まれています。		

(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	☐
	☐ こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐
【判断した理由・特記事項等】		
子ども達と施設長のヒアリング、嗜好調査や、子ども会運営委員会を設置し、子ども達の意見形成、アドボケイトの対応、子どもの声を職員会議に届けるように努めるなど、子どもの満足度や意見の把握に取組まれています。要望解決に当たっては、外部の大人を加えた「要望解決第三者委員会」を設置し、半期に1度開催して対応に努めています。		
(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 治療・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	☐
	☐ 苦情相談内容にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
【判断した理由・特記事項等】		
苦情解決の体制が整備され、「利用のしおり(入所)」において、ご意見・ご相談窓口及び第三者委員の設置を明記しています。苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管しています。苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、苦情を申し出た子ども等のプライバシーに配慮したうえで、掲示してフィードバックに取組まれています。苦情を申し出しやすい工夫として、子どもの満足度調査のアンケートや子ども達と施設長のヒアリングの実施、トークタイムとして子どもと職員が何を話しても良い時間を意図的に作り、ラミネート加工をしたSOSカードを子ども達に配布して、本当に困ったときは察知できるように取組まれています。毎月、外部の子どもアドボカシーセンター熊本から、アドボカシーに訪問してもらい、子ども達の意見を述べる場を確保されています。		
②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐
【判断した理由・特記事項等】		
子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備として、子ども会運営委員会を設置し、子ども達の意見形成、アドボケイトの対応、子どもの声を職員会議に届けるように努め、子どもの満足度調査のアンケート、子ども達と施設長のヒアリングの実施、意見箱の設置に加え、月に1度の生活担当職員との振り返りの時間や、トークタイムとして子どもと職員が何を話しても良い時間を意図的に作り、ラミネート加工をしたSOSカードを子ども達に配布するなど、多様な取組をされています。		
③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a

	☐ 職員は、日々の治療・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	☐ 意見等にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
子ども会運営委員会を設置し、子ども達の意見形成、アドボケイトの対応、子どもの声を職員会議に届けるように努め、子ども達と施設長のヒアリングを実施、意見箱の設置に加え、トークタイムとして子どもと職員が何を話しても良い時間を意図的に作るなど、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っています。相談や苦情への対応策、解決結果などについては、必要に応じてミーティングや職員会議で検討を行い、子ども達のプライバシーに配慮したうえで、子ども達に書面でフィードバックを行っています。		
(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
「事故発生時・緊急時の基本共通マニュアル」、「児童間の暴力に関する対応」、「暴力などの行為がある児童への介入（フローチャート）」、「性的問題行動発見時の基本方針」、「無断外出発生時の対応及び連絡体制」などのマニュアルを策定しています。「(単年度の)事業計画書」第3章の「11 リスクマネジメント」には、①避難訓練と防犯意識の向上、②ヒヤリハット研修の充実、③施錠の徹底、④児童の所在不明・パニック時の対応、⑤防犯カメラの設置、⑥被措置児童虐待対応について明文化を行い、それらに基づいた対応が適切にできるように職員への周知に取組まれています。職員研修でヒヤリハット研修を実施されています。企業向けのビジネスチャットツールを活用、職員がヒヤリハット事例を記載され、職員間の共有に努められています。		
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直ししている。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
感染症予防対策委員会が設置され、施設内での感染症及び食中毒などの予防に取組まれています。感染症の予防や対応のマニュアルの作成、感染症の予防や安全確保に関する研修会の実施、感染症が発生した時には他の子どもにうつさないように分離するための態勢作りなど、適切な対応に努めています。感染症発生時（新型コロナウイルス）に対応する事業継続計画（BCP）を策定され、職員には研修を実施して、周知に努められています。		
③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a

☐ 災害時の対応体制が決められている。	☐
☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても治療・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	☐
☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	☐
☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	☐
☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	☐

【判断した理由・特記事項等】 毎月1回の避難訓練の実施、学期に1回は夜間を想定した避難訓練を実施しています。食料や備品などの備蓄を整備しています。事業継続計画（BCP）は、非常食について（厨房職員が出勤できない場合の食事提供について）、大雨・台風の時の、注意報、警報、特別警報ごとの児童の動き（安全確保のための制限など）、地震（熊本市・益城町で震度6強以上の地震が発生した場合）の時の、直後の対応、ライフラインが止まった時の対応など具体的に策定されています。職員には研修を実施して、周知に努められています。

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。 ☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ☐ 標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 ☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	a ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】 標準的な実施方法は、生活日課表（平日・休日）、児童間の暴力に関する対応、暴力などの行為がある児童への介入（フローチャート）、性的問題行動発生時の基本方針、無断外出発生時の対応及び連絡体制、プライバシーの尊厳マニュアル、入所・通所開始時及び退所時対応のマニュアル及び準備物一覧などを文書化し、必要に応じて、例えばスキャナーの使い方なども動画で撮影しITを活用して職員がいつでも確認できるようにされています。標準的な実施方法については、新任職員に対しては先輩職員が一定期間マンツーマンについて指導を行うプリセプター制度の期間中に周知に努めています。現在、AIチャットボットの導入に取組まれ、AI（人工知能）にこどもLECセンターのマニュアルなどを読み込ませ、職員が困った時などに質問すると、施設としての正しい対応の仕方がわかるようなシステムの導入に取組まれています。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 ☐ 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。 ☐ 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的な実施されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。 ☐ 検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	b ○
【判断した理由・特記事項等】 標準的な実施方法のマニュアルについて、必要に応じて検証・見直しを行っています。今後は、標準的な実施方法の検証・見直しが少なくとも1年に1回は実施できるように定期化し、また、検証・見直しに当たっては、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組み作りが期待されます。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 ☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。 ☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ☐ 自立支援計画には、こども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な治療・支援の内容等が明示されている。 ☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な治療・支援が行われている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		

「（単年度の）事業計画」第3章に「自立計画作成」、「担当児童との振り返りシート」、「総合環境療法と治療の進行イメージ図」、「児童支援イメージ図（安心の輪の形成）」を明記し、施設で行う治療・支援について職員間の共有化に努めています。入所後1ヶ月でこどもと職員で「すたーとらいん」を作成、入所後2カ月で自立支援計画確認カンファレンスを実施されています。振り返りシート（ジャンプアップシート）を基に児童との振り返りを実施、担当心理療法士による治療効果の評価と目標の再設定、看護師所見、家庭支援専門相談員の評価と目標の再設定を実施されています。

②

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

☐ 自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。

☐

☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

☐

☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。

☐

☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。

☐

☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

☐

【判断した理由・特記事項等】

「（単年度の）事業計画」第3章「4. 総合環境療法と治療の進行イメージ図」には、「自立支援計画に基づく、PDCAサイクルでの治療」が明示され、子どもと一緒に話し合っていることが重視されています。「①Plan（計画） 子どもと話し合って治療目標を定める。具体的行動レベル（第三者が評価できる）内容とする。」、「②Do（実施） 生活場面を中心とした観察・支援。日々の申し送り職員自身が理解を深める。」、「③Check（評価） 職員集団での評価。子ども自身の感じている評価のすり合わせ。振り返り。」、「④Act（改善） 基幹的職員・主任によるスーパービジョン（意見・指導）。ミーティングでの気づき。」と明文化されています。従来は児童1人につき、心理職員1名、生活職員1名を配置する担当制を行っていましたが、現在は副担任や担当主任を含めたチーム養育体制へ移行されています。4か月に1回、「ジャンプアップシート」を基に子どもと一緒に支援計画の見直しを実施しています。

（3） 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

①

44 こどもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。

☐

☐ 自立支援計画にもとづく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。

☐

☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。

☐

☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。

☐

☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。

☐

☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

☐

【判断した理由・特記事項等】

IT化を進め、パソコンとSNSを活用した記録の電子化と情報の共有化の仕組みを整備されています。パソコンのキーボード入力が不得意な職員のためには、音声入力もできるようにされています。職員会議、運営委員会、リーダーミーティング、委員会活動、朝・昼ミーティング、各セクションのミーティング、議事録の回覧など情報の共有化に努められています。

②

45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。

a

☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。

☐

☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。

☐

☐ 記録管理の責任者が設置されている。

☐

☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。

☐

☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。

☐

	☐個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	☐
【判断した理由・特記事項等】 個人情報の取扱いについて、「個人情報保護方針」をホームページに明記しています。職員に対して、就業規則に「個人情報の遵守」について明記し、守るように取組まれています。情報公開にSNSを活用することから、担当者はSNS運用の外部研修を受講され、その内容を職員で共有されています。こどもや保護者には個人情報の取扱いについて、「個人情報取り扱いに関する同意書」で説明と同意を得られています。		

内容評価基準（20項目）

A－1 こどもの最善の利益に向けた治療・支援

(1) こどもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
	☐ 自立支援計画に、こどもの課題の解決に向けて福祉、心理、医療、教育の連携による総合的治療・支援方針が策定され、支援が行われている。	○
	☐ 職員が日々の治療・支援について振り返り、こどもの最善の利益の観点から、必要に応じて助言を受けられる環境や相互研鑽ができる体制が整い、実施されている。	○
	☐ 個々のこどもに心理治療担当を配置し、必要に応じて個別心理療法および集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を実施している。	○
	☐ 精神科的医療ケアの必要なこどもに対して必要に応じて、児童精神科医等の診療を実施している。	○
	☐ 重篤なケースについては、入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
「（単年度の）事業計画」第1章において、「『総合環境療法』を基にした治療的ケアを通じて、子ども達が適応力を獲得し、将来的な家庭復帰に至る際に様々な専門機関や地域とのつながりの中で支援を受けながら地域で生活を営むことができることを目指すことを前提とした『通過型』の施設である。」と基本的なスタンスを明示されています。また、第2章「6. 児童の治療・支援」、「（6）職員のチームワーク、施設の治療的風土作り」には、特定の職員による子どもの抱え込みや孤立化はバーンアウトを生じやすく、職員の退職に直接繋がる。こどもにとって『自分を大切に思ってくれている』職員が退職することは、大きな傷つき体験になる。そのようなことを避けるためにも、相互補完的なチームワークが必要とされています。」と明記されています。さらに、第3章においては、「総合環境療法と治療の進行イメージ図」、「児童支援イメージ図（安心の輪の形成）」を記載し、「統合環境療法は、多職種の専門家による共同作業で、それぞれの専門性を生かせるようなシステム作りが必要であり、一人の職員の力で子どもを治療することはできないことを常に心がける必要がある」と明文化し、取組まれています。職員が日々の治療・支援について振り返り、子どもの最善の利益の観点から必要に応じて助言を受けられる環境の体制として、チーム養育体制の整備を進めています。		
②	A2 こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
	☐ こどもから相談を受けたり生活場面でのことについて、個別に話し合ったりする機会や一緒に活動する時間を確保している。	○
	☐ 施設生活において多種多様な生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的、総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。	○
	☐ 個々のこどもの発達段階や課題に応じて、日課は出来るだけ柔軟に対応している。	
	☐ つまずきや失敗の体験を大切に、行動上の問題等があった場合も背景にある心理的課題の把握に努め、自己を向上発展させるための態度が身に付けられるよう支援している。	○
	☐ 問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。	○
【判断した理由・特記事項等】		
「大きな傷つき体験」や「トラウマ」を持つ子ども達にとって、大人との信頼関係の形成は重要な支援のキーワードです。施設生活において多種多様な生活体験を通じた、豊かな情操が育まれるような活動として、寄り添うことを心がけ、子どもが大人（職員）と一緒にトークタイムや遊びなどで信頼関係を築けるように努められています。子ども達が選ぶという「主体性」を大切にして、アンケートなどで子ども達がやりたいこと、子ども達がやりたい行事や活動を確認し、職員はその意見を採用するように取組まれています。「（単年度の）事業計画」に個々の子どもの発達段階や課題に応じて、一人ひとりのすたーとらいいん、ジャンプアップシートを作成しています。「職員が得意なことを活かして子どもと接する」と明文化し、子どもと職員とで関わる時間を確保しながら職員一人ひとりの良さを活かして子どもと接するように取組まれています。		
③	A3 こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	a
	☐ 大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をする体験などを通して、経済観念や店員とのやり取りなど地域生活に必要なスキルが身につくよう支援している。	○
	☐ 小遣いの使途については、こどもの自主性を尊重し、計画的な使用等金銭の自己管理ができるよう支援している。	○
	☐ 発達段階に応じて、電話の応対、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○
	☐ 地域での生活を見据えて、発達段階に応じて一人で病院や、市役所、図書館、郵便局などの公共機関、交通機関を利用するなど、さまざまな生活技術を学ぶプログラムを実施している。	
【判断した理由・特記事項等】		

子どもの発達段階に応じて一人で買い物に行くことだけではなく、職員と一緒に買い物に行くことも選択できるように支援して、経済観念や店員とのコミュニケーションなど地域生活に必要なスキルが身に付くように支援しています。小遣いの使途については、子どもの自主性に配慮し、発達段階に応じて職員が支援するようにしています。メディアリテラシー委員会を設置し、子どものスマホやタブレットの使用・所持に関する検討・話し合いを行われています。スマホを所持している子どもは、自らの責任を実感できるように毎月勉強会を受けています。

④	A4 こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	a
	☐ 行動上の問題があるこどもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激等の要因、人的・物的環境との因果関係を分析し治療・支援を行うとともに、自分の意思を伝えるための適切な方法を学ぶ機会を設けている。	○
	☐ 行動上の問題のあるこどもについて、その特性等をあらかじめ職員間で情報の共有化をはかり連携して対応できるようにしている。	○
	☐ こどもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲のこどもの安全を図っている。	○
	☐ 自傷他害の危険性が極めて高いと判断されるなど、こどもの安全確保等のために他に取るべき方法がなく、こどもの最善の利益になる場合に限り、マニュアルに基づいて行動等の制限が最小限の範囲で行われ、その記録が残されている。	
	☐ 行動等を制限するケアについて、具体的な例を示して職員に周知するとともに、こどもに知らせ、こどもが納得できない場合、苦情解決制度やその他の方法を用いて改善を求めたり意見を述べることを知らせている。	

【判断した理由・特記事項等】

行動上の問題があった場合の対応、児童間の暴力に関する対応、暴力等の行為がある児童への介入などについては、職員研修で静養室の利用マニュアルに基づいた対応について職員の周知を図り、その共通理解に取組まれています。行動上の問題があった場合は、フローチャートで明示されている通り緊急カンファレンスや緊急主任ミーティングを実施し、全職員での情報の共有、被害児童・加害児童のケアプランの検討・策定を行うようになっています。

(2) こどもの意向への配慮や主体性の育成

①	A5 日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	b
	☐ こどもが自分および自分たちの生活がより良くなるように考える機会(個人面談、こども会など)をさまざまに用意している。	○
	☐ 活動、行事等の参画について、こども一人ひとりの選択を尊重し、自発的な参加となるように支援し、日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。	○
	☐ こども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動(施設内のこども会、ミーティング等)を実施し、こどもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。	○
	☐ こどもが主体的に小集団活動、行事の企画・運営に関わることができる。	
	☐ 活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。	○

【判断した理由・特記事項等】

子ども会運営委員会を設置し、子ども達の意見形成や子どもの声を職員会議に届けるように取組まれています。子ども自身が自分たちの生活全般について自主的・主体的な取組ができるように、子ども達の日常生活に関するルールを決める際には、子どもの意見を求め、一緒に話し合っ決めて取組まれています。子ども一人ひとりの選択する力を育むために、夏の外出イベント案を複数提示しその中から子どもに選んでもらう、誕生日には「①外食に行く、②プレゼントを貰う」の中から好きな方を子ども自身が選択してもらうなど、工夫されています。

②	A6 こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	b
	☐ 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。	○
	☐ 社会生活の規範等守るべき約束ごとを理解できるようこどもに説明し、それらを尊重した行動をとるよう支援している。	○
	☐ 外出や買い物など社会的ルールを習得する機会を設けている。	○
	☐ 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	○

【判断した理由・特記事項等】

守るべき約束ごとを理解できるように、職員だけで決めるのではなく、子ども達の日常生活に関する施設のルールや約束ごとを決める際には、子どもの意見を求め、一緒に話し合っ^て決めるように取組まれています。普段から職員が振る舞いや態度で模範を示せるように「（単年度の）事業計画」第2章「6 児童の治療・支援」の「（6）職員のチームワーク、施設の治療的風土作り」には、「子どもを支援する職員集団の雰囲気、文化といったものが施設の風土を作る。子どもは個々の職員との関係を基盤に施設の風土の中で育つ。施設の風土が、治療的・支援的であるためには、お互いに一人ひとりを大切にすること、困った時は人に頼ることが大切なこと、失敗しても相談してやり直せばよいことなどを職員集団が示すことが必要である。職員集団はお互いに尊重し支えあい、子どもが自然と大人の輪の中に入ってみたく^なるような雰囲気を作り、子どもが人に関わることを促すことが大切である。また、そのような職員を子ども達はモデルにし、人との協調性を獲得していくことが望まれる。」と明記し、取組まれています。

(3) こどもの権利擁護・支援

①	A7 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ こどもの権利擁護について、施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐ こどもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた治療・支援が実施されている。 ☐ こどもとの関わりが得られない親の対応に、適切な親権の行使として未成年後見制度などの活用を視野に入れた支援を行っている。 ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に学習や検討する機会を定期的に設けている。 ☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ☐ こどもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 ☐ こどもの保護のために、児童虐待防止法12条の「面会等の制限等」を適切に行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

「（単年度の）事業計画」には、子どもを尊重した養育・支援について明記し、「（単年度の）事業計画」は年度初めの会議で職員への周知に取組まれています。職員会議の施設長連絡で子どもの人権を守ることや権利擁護について講話が行われています。子どもの権利に関する研修会を実施するなど、子どもの権利擁護について職員の共通理解が図られるように取組まれています。子どもの尊厳マニュアルを策定し、子どもの尊厳を守り、その健やかな育成と自立を支えるように努められています。毎月、子どもアドボカシーセンターの担当者が訪問し、子ども達の意見を述べる場を確保されています。

②	A8 こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a
	☐ 定期的にこどもの状態に応じて権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料を使用して日常生活の中で起こる出来事を通して、守られる権利についてこどもたちに説明している。 ☐ 日々の生活や行事等で、こどもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。 ☐ 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などの問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、起こった場合の早期対応についてこどもや職員に周知している。 ☐ 施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。	

【判断した理由・特記事項等】

「利用のしおり（入所）」に「権利について」の項目があります。子どもからの相談や助けを求められる仕組みや、子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備として、子どもの満足度調査の実施、子ども達と施設長のヒアリングの開催、意見箱の設置などのほか、月に1度の生活担当職員との振り返りの時間や、トークタイムとして子どもと職員が何を話しても良い時間を意図的に作ったり、ラミネート加工をしたSOSカードを子ども達に配布したりするなど、取組まれています。毎月、子どもアドボカシーセンターの担当者が訪問し、子ども達の意見を述べる場を確保されています。「（単年度の）事業計画」に、「児童の治療・支援について、すべての当センター職員が多職種連携の下、子ども達の治療・支援を行う。子どもが生きている幸せを感じられるような、さりげない配慮がこもった日常生活を職員も子ども達と一緒に送り、共に成長しあいより良い関係性を気づくことを常に念頭に置いた支援を行う。」と明記し、日々の生活や行事等で、子どもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝しあう態度を促進するように支援ができるように努めています。

(4) 被措置児童虐待の防止等

①	A9 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。 ☐ 会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。 ☐ 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。 ☐ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、こどもに周知している。 ☐ 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。 ☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。	

【判断した理由・特記事項等】

不適切なかかわりの防止については、職員会議の施設長連絡で子どもの人権を守ることや権利擁護について講話を行い、職員研修で子どもの権利に関する研修を実施するなど、職員の理解を深めるように取組まれています。毎月、子どもアドボカシーセンターの担当者が訪問し、子ども達の意見を述べる場を確保されています。児童相談所の職員が子ども達から聞き取りを行った結果を職員間で共有し、子ども達がされて嫌だったことなどを改善するように取組まれています。不適切なかかわりの防止と早期発見のために、子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備として、子どもの満足度調査の実施、子ども達と施設長のヒアリングの開催、意見箱の設置に加え、生活担当職員との振り返りの時間やトークタイムとして子どもと職員が何を話しても良い時間を意図的に作ったり、ラミネート加工をしたSOSカードを子ども達に配布したりするなど、取組まれています。

A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活

①	A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
	□こどもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、皆と一緒に食卓で楽しく食べられることを目指して一人で食べることから始めるなど、プロセスを踏むことが保障されている。	
	□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□こどもの年齢やこどもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。	○
	□食に関する課題のあるこどもへの具体的な取組を行っている。	
	□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。	
	□定例的にこどもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。	○
	□こどもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。	○
	□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしたり、外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。	○

【判断した理由・特記事項等】

給食委員会を設置し、献立や味付け、分量に対する子ども達の意見を集約、確認して、給食に反映するように努められています。食事についてのアンケートを実施し、子ども達の好みや要望などを献立に反映させています。アレルギー食にも対応し、栄養士がカロリー計算などをして献立を作成しています。偏食指導を行っています。子どもの誕生日にはプレゼントを貰うことが自分の好きな食事を外食することかのどちらかを主体的に選べるようにして、施設外での食事の機会を体験させるように取組まれています。

(2) 衣生活

①	A11 こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	□発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、こども自身でできるように支援している。	
	□発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選び、購入できる機会を設け、個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。	○
	□毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保され、常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。	○
	□発達段階や課題に応じて、TPOに合わせた服装や自己表現ができるよう配慮している。	○

【判断した理由・特記事項等】

子ども自身が主体的に服を選び、購入できる機会を設けるため、子どもに購入計画を立てさせ、発達段階に応じて、衣服を自分で購入する、または、職員と一緒に買い物に行って購入するように支援し、「自分の服である」という所有感を持てるようにし、衣服を大切にしよう支援しています。発達段階に応じて、洗濯を一人で行う、または、職員と一緒に行うように支援し、子ども自身でできるようになるように支援しています。

(3) 住生活

①	A12 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a
	□居室は、自分の空間であることを認識する場であるとともに、発達段階や課題に合わせた安心できる空間となっており、リビングスペース等くつろげる空間を確保するように努めている。	○
	□こどもの年齢や発達状況にあった、空間や家具、生活機材が用意されている。	○
	□必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	○
	□居室の清掃や補修など、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。	○

☐ 防犯のためのオートロックや防犯カメラなどを設置している。



【判断した理由・特記事項等】		
居室は個室でプライバシーに配慮された空間となるように努めています。部屋ごとにエアコンを設置されています。共有スペースは、子ども達自身が安心してくつろげる場となるようにテレビ（TV機器）や漫画本などを置いています。危険防止のために仕切り版の設置、防犯のために施錠や防犯カメラを設置し、安全性の確保に努めています。環境整備委員会を設置され、施設全体の安全性や快適さに努められています。		
②	A13 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。 ☐ 居室の整理・整頓、掃除の習慣や洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理などの生活習慣を身につけられるよう支援している。 ☐ 戸締り、施錠の習慣や、電灯、エアコンなどの操作を身につけられるように支援している。 ☐ 自分の部屋や共有空間についての様々な工夫についてこどもの意見を取り入れている。 ☐ 掃除機や洗濯機、ドライヤーや電気髭剃り等の生活に関わる機器の使用に配慮している。 ☐ 建物・設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。	a ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
「インケアの充実」を重視し、職員が児童の部屋の掃除などを積極的に行うことで、劣悪な環境下で育ってきた子ども達に対して環境を整えることの意義を伝えるなど、習慣化に向けて積極的な支援をされています。それは、職員が片づけられた状態のモデルケースを作ること、子どもにその状態を確認させ、意識づけるように努められています。発達段階に応じて職員が掃除を促すように声かけと一緒に掃除をすることで、生活習慣が身に付くように支援をしています。		
(4) 健康と安全		
①	A14 発達段階に応じて、身体 の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 ☐ こどもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員が適切に把握している。 ☐ 洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。 ☐ こどもが自分の体調について注意を払うように支援し、体調について相談しやすいように努めている。 ☐ こどもの発達段階や課題に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。 ☐ こどもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方等について日頃からこどもに教え、準備をしている。	a ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
看護師が子ども達の平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、日常的な健康管理が実施されています。子どもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持するため、体の不調やけがについて、子どもの様子が普段と異なると職員が感じた場合、「こちら（職員）から見たらこうだけ（健康状態などは）どう？」というように声掛け、その都度確認するように取組まれています。歯磨きや、入浴時に身体や髪を洗うことなど清潔を保つために、必要に応じて職員がやり方を教えるなどの支援をしています。子どもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールなどを警察署作成のDVDを見るなどして、子どもの理解促進に努められています。		
②	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 ☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。 ☐ 地域の医療機関との連携により、必要な受診に即応できる体制がある。 ☐ 健康上特別な配慮を要するこどもや服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。 ☐ 薬物の管理及び服薬の手順を施設として定めている。 ☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。 ☐ 様々なアレルギーへの対応や、救命救急対策などについて組織的に行っている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		

看護師が子ども達の平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、日常的な健康管理が実施されています。地域の医療機関との連携により、必要な医療については適切に対応できるように取組まれています。職員を対象にアレルギーに関する研修を行い、エピペンの使い方の指導などを行っています。子どもの様子が普段と異なると職員が感じた場合、「こちら（職員）から見たらこうだけど（健康状態などは）どう？」というように声掛け、その都度確認するように取組まれています。

(5) 性に関する支援等		
①	A16 こどもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a
	☐ 発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。	○
	☐ 性被害、性加害などに課題のあるこどもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。	
	☐ 年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。	○
	☐ 性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。	○
	☐ こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	
【判断した理由・特記事項等】		
子どもに対し総合的な支援を行うという意味から「生教育委員会」という名称で専門委員会を設置され、子どもの年齢・発達段階等に応じて、プライベートゾーンやバウンダリー（境界線）など重要な具体的事項を教えるために、個別の性教育やグループミーティングを実施しています。委員会で生教育プログラムを策定し、プログラムの実施後にはその都度評価と振り返りの検討を行い、次のプログラムに進むように努められています。SOSカードを子ども達に配布し、困っている時、何かあった場合には察知できるように取組まれています。		
(6) 学習支援、進路支援等		
①	A17 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 常にこども個々の学習に対する構え、学力を把握し、それらに応じた個別的な学習支援を行っている。	○
	☐ 施設のこどものための分級や分校などの学校教育が用意され、日々のこどもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保され、個々のこどもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。	○
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意したり、学習支援のため、ボランティアの協力を得るなどの配慮をしている。	○
	☐ 進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。	○
	☐ 学校で生じたこどもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応し、ケースカンファレンスには原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。	○
☐ 退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。		
【判断した理由・特記事項等】		
「（単年度の）事業計画」第2章の「6. 児童の治療・支援」の「（2）教育支援」において、「基礎学力の未定着など多くの課題を抱えている子どもにとって、主体的に学ぶ姿勢を養い、さらには高校や大学などに進学できる学力を獲得することは、自尊心や自信を回復し自立への歩みを確かにする面でも必要なことである。」と明記、地域の義務教育学校との連携の下、学習機会の確保に努められています。施設の子どものための学校教育として、小学校の「分教室」が敷地内に整備され、個別な支援が行われています。地域の小学校、中学校と連携を図り、子どもが抱える「特別な教育的ニーズ」を相互理解した上で、子ども達にとってより良い教育環境を提供するように努められています。学習に向かえるような支援としては、フルタイムでなく時間を調整する、学校に通うことができる、黒板に書かれたことをノートに写せるなど、子どもの学力レベルと発達段階に応じて丁寧な支援に取組まれています。静かに落ち着いて勉強できるように学習室を用意しています。セラピストミーティングを実施され、組織として検討され、適切な対応を取るように努められています。		

A-3 通所支援

(1) 通所による支援		
①	A18 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a
	☐ 様々な通所プログラムを策定し、こどもの自立支援を実施している。	
	☐ 在宅のこどもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。	
	☐ 在宅のこどもや家族の支援として通所支援を実施している。	○
☐ 必要に応じて訪問による支援を実施している。	○	
【判断した理由・特記事項等】		

「（単年度の）事業計画」第3章の「15. 通所児童部門」に、「居場所としての通所部門（ひまわりクラブ）」、「入所児童のアフターフォローとしての通所部門の利用」、「社会的養護の二重措置でのケア」、「地域支援と第三の居場所としての通所部門」を明記され、取組まれています。在宅の子どもや家族への支援として、心理担当職員と通所部門担当職員による通所支援（「ひまわりクラブ」）を開設、受け入れています。訪問支援を実施し、家庭訪問や児童養護施設への訪問を通して、生活支援や心理的ケアなどについて説明をしています。

A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等

①	A19 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
	□施設の基本方針等に、家族への支援や家族療法等に関する基本的な考えや姿勢が示されている。	○
	□個々のこどもに家族担当を設け、日常的な連絡や気軽な相談の窓口として活用できるよう案内し、こどもの日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を定期的に家族に伝えている。	○
	□家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。	○
	□こどもと家族の関係の再構築、家族再統合が可能となるように、児童相談所と協力して親子関係の修復や保護者等の養育力の向上のためのプログラムを継続的に実施している。	
	□こどもの家族との交流について、こどもの意思を尊重し、面会、外出、一時帰宅については、児童相談所等と協議し、個別性に配慮しながら、一定のルールや基準を定めて実施している。	
	□親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けて、家族支援の趣旨に沿った活用がなされている。	○

【判断した理由・特記事項等】

「（単年度の）事業計画」第2章の基本方針「7）子ども・保護者への情報開示と参画した治療」に、「子どものケアはケアワーカー（児童指導員・保育士）、保護者対応は家庭支援専門相談員と役割を分担しつつ情報共有をしっかりと行う。家庭支援専門相談員を中心に保護者と当センターの信頼関係を築く。また、保護者支援をより発展させるために児童相談所などの関係機関との信頼関係や協力関係を今まで以上に強化する必要がある。その上で、子どもや保護者のニーズに応える形での情報公開を積極的に行い、治療に参画しているという意識を高める。家族交流に関してもトライ＆エラーを繰り返しながら、子どもとその家族を支える視点を忘れずに実践することが求められる。また、保護者支援を行うときは職員一人で背負うのではなく、施設長や家庭支援専門相談員、主任などを含めたチームで対応する。」と明記して取組まれています。この方針に基づき、家庭支援専門相談員が定期的に面談を実施、親子が必要な期間一緒に過ごせるように家族療法棟を施設内に設けて、家族関係の再構築に向け家族支援の目的に沿った活用がなされています。

②	A20 こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
	□通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。	○
	□退所後何年経っても施設に相談できることを伝えている。	
	□退所者の状況の把握に努め、記録している。	○
	□地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。	

【判断した理由・特記事項等】

自立担当職員を設置し、「（単年度の）事業計画」第3章、「13 児童の自立支援及びアフターフォロー」に、「（2）アフターケア」として「①継続支援計画に則った支援、②生活の安定の確認、③定期連絡を行い関係性を切らない、④事業の数値目標化（達成状況の把握）、⑤関係機関とのネットワーク構築及び連携。」を明記し取組まれています。退所後の状況の把握を行い、通所機能や相談機能の利用による支援や電話による連絡・相談などにも対応し、退所後の支援を継続して実施しています。「15 通所児童部門」の「（2）入所児童のアフターフォローとしての通所部門の利用」には、「入所治療を終えて、地域や社会的養護の施設での生活を支えるために継続して心理療法を受けたり、保護者や児童の療育者が継続的にコンサルテーションを受けながら共に生活することができるように定期的に当センターが介入する。」と明記、児童が地域で長く生活できるような支援に取り組んでいます。